附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十八号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

（略）	（略）	（略）
合計	三三、四二五人	

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・一三五
昭和十六年度	二一・三五三
昭和十七年度	二〇・五九七
昭和十八年度	一九・八六六
昭和十九年度	一九・一六一
昭和二十年度	一八・四七九
昭和二十一年度	一七・八二〇
昭和二十二年度	一七・一八四
昭和二十三年度	一六・五六九
昭和二十四年度	一五・九七五
昭和二十五年度	一五・四〇一
昭和二十六年度	一四・八四六
昭和二十七年度	一四・三一〇
昭和二十八年度	一三・七九三
昭和二十九年度	一三・二九二
昭和三十年度	一二・五四七

改正前

（略）	（略）	（略）
合計	三三、一〇三人	

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・一一二
昭和十六年度	二一・三三〇
昭和十七年度	二〇・五七五
昭和十八年度	一九・八四五
昭和十九年度	一九・一四一
昭和二十年度	一八・四五九
昭和二十一年度	一七・八〇一
昭和二十二年度	一七・一六六
昭和二十三年度	一六・五五一
昭和二十四年度	一五・九五八
昭和二十五年度	一五・三八四
昭和二十六年度	一四・八三〇
昭和二十七年度	一四・二九五
昭和二十八年度	一三・七七八
昭和二十九年度	一三・二七八
昭和三十年度	一二・五三四